

2 大気関係

(1) ばい煙発生施設設置状況

(H30.3.31現在)

大気汚染防止法 (ばい煙)					埼玉県生活環境保全条例 (指定ばい煙)				
項番号	施設の種類の	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	ボイラー (小型ボイラーを除く)	1,184	926	2,110	1	焼成炉及び焼結炉	27	2	29
	小型ボイラー	1,676	589	2,265					
2	ガス発生炉及び加熱炉	0	1	1	2	金属溶解炉 (精錬又は鑄造用)	22	4	26
3	焙焼炉及び焼結炉等	1	0	1					
5	金属溶解炉	135	54	189	3	焼成炉 (釉薬瓦製造用)	0	0	0
6	金属加熱炉	137	18	155					
7	石油加熱炉	4	0	4	4	溶解炉 (銅、鉛、亜鉛の精錬用)	0	0	0
9	セメント焼成炉	7	0	7					
9	窯業用溶融炉	7	0	7	5	溶解炉 (鉛の第二次精錬用等)	1	0	1
	その他の焼成炉	18	1	19					
10	反応炉及び直火炉	37	1	38	6	溶解炉 (アルミニウムの二次精錬用)	15	8	23
11	骨材乾燥炉	40	16	56					
11	その他の乾燥炉	94	11	105	7	廃棄物焼却炉	40	13	53
	12	製鋼用等の電気炉	3	1					
13	廃棄物焼却炉	141	73	214	7	焼却能力 100kg/時以上	168	60	228
14	銅・亜鉛等精錬用溶解炉	2	3	5					
19	塩化水素反応施設	2	0	2	7	焼却能力 100kg/時未満 30kg/時以上	700	330	1,030
21	複合肥料等溶解炉	1	0	1					
24	鉛精錬用溶解炉	7	0	7	7	焼却能力 30kg/時未満	700	330	1,030
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	16	0	16					
29	ガスタービン (常用)	11	5	16	7	焼却能力 100kg/時未満 30kg/時以上	700	330	1,030
	ガスタービン (非常用)	146	248	394					
30	ディーゼル機関 (常用)	74	24	98	7	焼却能力 30kg/時未満	700	330	1,030
	ディーゼル機関 (非常用)	581	594	1,175					
31	ガス機関 (常用)	142	57	199	7	焼却能力 30kg/時未満	700	330	1,030
	ガス機関 (非常用)	17	4	21					
施設数計		4,483	2,626	7,109	施設数計		973	417	1,390
(届出事業所数)		1,699	874	2,573	(届出事業所数)		908	300	1,208
規制対象施設数合計 8,499					規制対象事業所数 3,844				

(2) 粉じん発生施設設置状況

(H30.3.31現在)

大気汚染防止法 (一般粉じん)					埼玉県生活環境保全条例 (指定粉じん)				
項番号	施設の種類の	県	市	計	項番号	施設の種類の	県	市	計
1	コークス炉	0	0	0	1	堆積場	98	33	131
2	堆積場	200	99	299	2	ベルトコンベア、 バケットコンベア	1,240	404	1,644
3	ベルトコンベア、 バケットコンベア	670	207	877	3	破砕機、摩砕機 (鉱物、岩石、セメント)	75	23	98
					4	破砕機 (コンクリート)	45	22	67
4	破砕機、摩砕機	147	24	171	5	分級機	28	0	28
					6	ふるい	77	34	111
5	ふるい	113	9	122	7	クリンクーラー	5	2	7
					8	ホッパー、 バッチャープラント	222	86	308
施設数計		1,130	339	1,469	施設数計		1,790	604	2,394
(届出事業所数)		189	77	266	(届出事業所数)		247	115	362
規制対象施設数合計 3,863					規制対象事業所数 679				
※ 特定粉じん発生施設はありません。									

(3) 指定炭化水素類発生施設設置状況 (H30.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例				
項番号	施設の種類の	県	市	計
1	貯蔵用屋外タンク	5	0	5
2	給油用地下タンク	1,484	719	2,203
3	出荷用ローディングアーム	2	0	2
4	ドライクリーニング用乾燥機	168	84	252
5	製造設備	1,488	660	2,148
6	使用施設 ※	91	90	181
施設合計		3,238	1,553	4,791
(届出事業所数)		751	324	1,075

※ 使用施設は事業所数を記載しています。

(4) 揮発性有機化合物排出施設設置状況 (H30.3.31現在)

大気汚染防止法				
項番号	施設の種類の	県	市	計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	1	0	1
2	吹付塗装施設	22	1	23
3	塗装の用に供する乾燥施設	38	0	38
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	73	10	83
5	接着の用に供する乾燥施設	30	6	36
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	31	4	35
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	65	8	73
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2	0	2
9	ガソリン、原油、ナフサその他の揮発性有機化合物の貯蔵タンク	0	0	0
施設合計		262	29	291
(届出事業所数計)		75	12	87

(5) 有害大気汚染物質規制対象事業所数

(H30.3.31現在)

埼玉県生活環境保全条例									
項番号	規制対象物質	県	市	計	項番号	規制対象物質	県	市	計
1	アクリロニトリル	1	5	6	10	トリクロロエチレン	24	13	37
2	エチレンオキシド	6	1	7	11	ニッケル化合物	48	14	62
3	六価クロム化合物	18	11	29	12	砒素及びその化合物	1	0	1
4	クロロエチレン	1	0	1	13	1・3-ブタジエン	0	0	0
5	クロロホルム	6	4	10	14	ベリリウム及びその化合物	0	0	0
6	1・2-ジクロロエタン	2	1	3	15	ベンゼン	44	3	47
7	ジクロロメタン	50	20	70	16	ホルムアルデヒド	34	13	47
8	水銀及びその化合物	0	0	0	17	マンガン及びその化合物	43	13	56
9	テトラクロロエチレン	12	7	19	合計		290	105	395

(6) 埼玉県生活環境保全条例により県が定める粒子状物質排出基準

粒子状物質対策 自動車の種別 (車両総重量)	粒子状物質の量の許容限度		測定方法
	平成15年10月1日から	平成18年4月1日から	
1,700キログラム以下	0.08 g / km	0.052 g / km	10・15モード
1,700キログラム超 2,500キログラム以下	0.09 g / km	0.06 g / km	10・15モード
2,500キログラム超	0.25 g / kWh	0.18 g / kWh	ディーゼル自動車用 13モード

(7) 県内の次世代自動車普及状況の推移

(単位：台)

車種	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末
電気自動車	1,100	1,694	2,501	2,939	3,467
プラグインハイブリッド車	828	1,440	2,311	3,044	3,705
天然ガス自動車	38	30	19	14	8
メタノール自動車	1	1	1	1	1
ハイブリッド車	150,129	200,423	244,574	289,454	339,713
燃料電池自動車	2	4	7	44	128
合計	152,098	203,592	249,413	295,496	347,022

(貨物・特殊・軽自動車・自動二輪を除く／(一財)自動車検査登録情報協会統計)

(8) 大気汚染に係る環境基準及びその評価方法

ア 環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日
光化学オキシダント ^{※1} (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日
浮遊粒子状物質 ^{※2} (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和48年5月8日
微小粒子状物質 ^{※3} (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日

※1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

※2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

※3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

イ 環境基準の評価方法（要約）

物質	評価方法	
二酸化硫黄 一酸化炭素 浮遊粒子状物質	長期的評価 (1日平均値の2%除外値)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価する。 なお、1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。（以下同じ）
二酸化窒素	長期的評価 (98%値評価)	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目（1未満の端数は切り上げ。以下同じ）に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。
微小粒子状物質	長期的評価	長期基準（1年平均値）に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準と比較する。短期基準（1日平均値）に関する評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値を短期基準と比較する。長期基準と短期基準の両方を満足した局について、環境基準が達成されたと評価する。
二酸化硫黄 一酸化炭素 光化学オキシダント 浮遊粒子状物質	短期的評価	連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準と比較して評価を行う。

（注）この環境白書では、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については長期的評価で記述している。

(9) 環境基準達成状況（平成29年度）

物質	測定局区分	有効局数*	達成局数	非達成局数	達成率 (%)
二酸化硫黄	一般環境大気測定局	28	28	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	3	3	0	100.0
二酸化窒素	一般環境大気測定局	54	54	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	27	27	0	100.0
一酸化炭素	一般環境大気測定局	6	6	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	9	9	0	100.0
光化学オキシダント	一般環境大気測定局	56	0	56	0.0
浮遊粒子状物質	一般環境大気測定局	56	56	0	100.0
	自動車排出ガス測定局	27	27	0	100.0
微粒子状物質	一般環境大気測定局	45	42	3	93.3
	自動車排出ガス測定局	13	12	1	92.3

* 有効局とは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。

光化学オキシダントについては、昼間（5時から20時まで）の測定時間が1時間以上の測定局をいう。微小粒子物質については有効測定日数が250日以上の測定局をいう。

(10) 大気汚染常時監視局・測定結果一覧（平成29年度）

ア 一般環境大気測定局

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		設置主体	
		2日%平均除外値の	達成状況の	年間平均98%値の	達成状況の	2日%平均除外値の	達成状況の	昼間の1時間値の最高値	達成状況の	2日%平均除外値の	達成状況の	年平均値	年間98%値の		達成状況の
		(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(mg/m ³)	※	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※	
さいたま市役所	市役所	0.005	○	0.033	○	0.5	○	0.145	×	0.043	○	11.4	27.5	○	政
さいたま市根岸	根岸東児童公園							0.151	×	0.043	○				政
さいたま市大宮	大宮小学校	0.002	○	0.034	○			0.148	×	0.038	○	11.1	26.5	○	政
さいたま市宮原	宮原中学校			0.032	○			0.153	×	0.043	○	12.1	28.3	○	政
さいたま市春里	春里中学校							0.169	×	0.036	○				政
さいたま市指扇	指扇小学校	0.003	○	0.029	○			0.153	×	0.039	○				政
さいたま市片柳	片柳中学校			0.031	○			0.156	×	0.039	○	12.0	28.3	○	政
さいたま市岩槻	市所有地			0.032	○			0.144	×	0.041	○				政
さいたま市城南	城南中学校	0.002	○	0.033	○			0.151	×	0.042	○	12.9	32.5	○	政
川越市川越	市所有地	0.004	○	0.032	○			0.161	×	0.030	○	12.1	29.8	○	政
川越市高階	歌声の杜公園			0.029	○			0.128	×	0.032	○	10.7	26.1	○	政

測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント			浮遊粒子状物質		微小粒子状物質			設置主体	
		2%	環境	年間	2%	環境	2%	環境	値の	達成	環境	2%	環境	年平均	年間		環境
		日平均	基準	98%	日平均	基準	日平均	基準	最高	状況	基準	日平均	基準	値	98%		日平均
(ppm)	※	(ppm)	○	(ppm)	※	(ppm)	※	(ppm)	※	(mg/m ³)	※	(μg/m ³)	(μg/m ³)	※			
川越市霞ヶ関	伊勢原第5緑地			0.029	○			0.148	×	0.039	○	9.4	23.3	○	政		
熊谷市役所	市役所	0.002	○	0.023	○	0.4	○	0.143	×	0.035	○	11.3	26.0	○	県		
熊谷妻沼東	妻沼中央公民館			0.026	○			0.137	×	0.038	○	14.2	31.8	○	県		
川口市横曽根	西中学校			0.038	○					0.033	○				政		
川口市南平	領家第一公園	0.003	○	0.044	○			0.147	×	0.045	○	14.8	38.3	×	政		
川口市新郷	新郷浄水場			0.039	○			0.141	×	0.044	○				政		
川口市芝	樋ノ爪児童公園			0.037	○			0.161	×	0.036	○	13.6	34.6	○	政		
行田保健センター	保健センター			0.024	○			0.136	×	0.039	○	(14.6)	(30.4)		県		
秩父農林振興センター	農林振興センター	0.004	○	0.019	○			0.117	×	0.030	○	10.7	24.3	○	県		
所沢市東所沢	市所有地	0.002	○	0.033	○			0.165	×	0.035	○	11.3	25.1	○	政		
所沢市北野	市所有地	0.001	○	0.027	○			0.134	×	0.035	○	13.0	27.7	○	政		
所沢市中富	市民武道館							0.155	×						政		
飯能県土整備事務所	県土整備事務所			0.017	○			0.133	×	0.035	○	12.5	27.1	○	県		
加須水産研究所	水産研究所			0.026	○			0.144	×	0.040	○	14.6	34.7	○	県		
環境科学国際C	環境科学国際センター	0.002	○	0.024	○			0.133	×	0.043	○	(14.3)	(32.0)		県		
本庄本庄東中学校	本庄東中学校	0.002	○	0.021	○			0.154	×	0.033	○	10.4	24.7	○	県		
本庄児玉	児玉児童公園			0.013	○			0.150	×	0.034	○	11.2	25.7	○	県		
東松山	五領町近隣公園			0.027	○			0.143	×	0.037	○	12.0	26.7	○	県		
春日部	谷原第1公園	0.002	○	0.030	○			0.162	×	0.045	○	14.5	35.9	×	県		
狭山	堀兼公民館			0.026	○			0.152	×	0.036	○	12.7	30.3	○	県		
羽生	中央公園	0.003	○	0.023	○			0.147	×	0.036	○	13.9	32.2	○	県		
鴻巣	市役所	0.003	○	0.024	○			0.144	×	0.038	○	11.5	27.3	○	県		
深谷	桜ヶ丘小学校			0.019	○			0.152	×	0.037	○	11.5	27.1	○	県		
上尾	浅間台大公園	0.002	○	0.026	○			0.158	×	0.037	○	12.9	30.3	○	県		
草加市西町	草加保健所	0.003	○	0.041	○	0.6	○	0.148	×	0.043	○				市		
越谷市東越谷	東越谷第二公園	0.003	○	0.037	○			0.160	×	0.035	○	12.2	30.0	○	政		
越谷市千間台西	千間台第四公園			0.035	○	0.6	○	0.139	×	0.038	○	13.3	30.3	○	政		
戸田	戸田翔陽高等学校	0.002	○	0.039	○			0.159	×	0.036	○	11.2	26.2	○	県		
戸田市中町	市所有地	0.003	○	0.037	○	0.5	○	0.150	×	0.037	○				市		
入間	富士見公園	0.001	○	0.026	○			0.145	×	0.035	○	10.4	23.6	○	県		
和光	第四小学校			0.038	○			0.158	×	0.038	○	12.9	29.0	○	県		
新座	水道管理センター	0.002	○	0.037	○			0.158	×	0.037	○	(14.6)	(35.0)		県		
久喜	久喜南中学校			0.031	○			0.142	×	0.036	○	12.5	29.6	○	県		
八潮	市水道部	0.003	○	0.042	○			0.138	×	0.040	○	11.8	28.5	○	県		
富士見	市役所			0.030	○			0.162	×	0.040	○	12.9	31.8	○	県		
三郷	早稲田小学校	0.003	○	0.040	○			0.128	×	0.042	○	14.1	32.7	○	県		
蓮田	市所有地			0.030	○			0.166	×	0.040	○	14.8	36.3	×	県		
坂戸	芦山公園			0.023	○			0.157	×	0.038	○	12.0	28.6	○	県		
幸手	市所有地	0.002	○	0.026	○			0.137	×	0.040	○	13.3	31.9	○	県		
日高	高麗川南公民館	0.003	○	0.019	○			0.141	×	0.035	○	10.6	24.5	○	県		
毛呂山	きつつき公園			0.016	○			0.161	×	0.034	○	11.6	27.7	○	県		
小川	小川高等学校			0.016	○			0.149	×	0.032	○	10.8	25.6	○	県		
皆野	町役場			0.015	○			0.152	×	0.027	○	12.3	27.1	○	県		
東秩父	堂平山	0.002	○	0.009	○	0.4	○	0.148	×	0.028	○	8.0	22.1	○	県		
寄居	寄居小学校	0.002	○	0.011	○			0.146	×	0.033	○	10.6	24.7	○	県		
宮代	日本工業大学			0.028	○			0.155	×	0.037	○	14.0	34.6	○	県		

(注) ()内は有効局ではないため、参考扱い

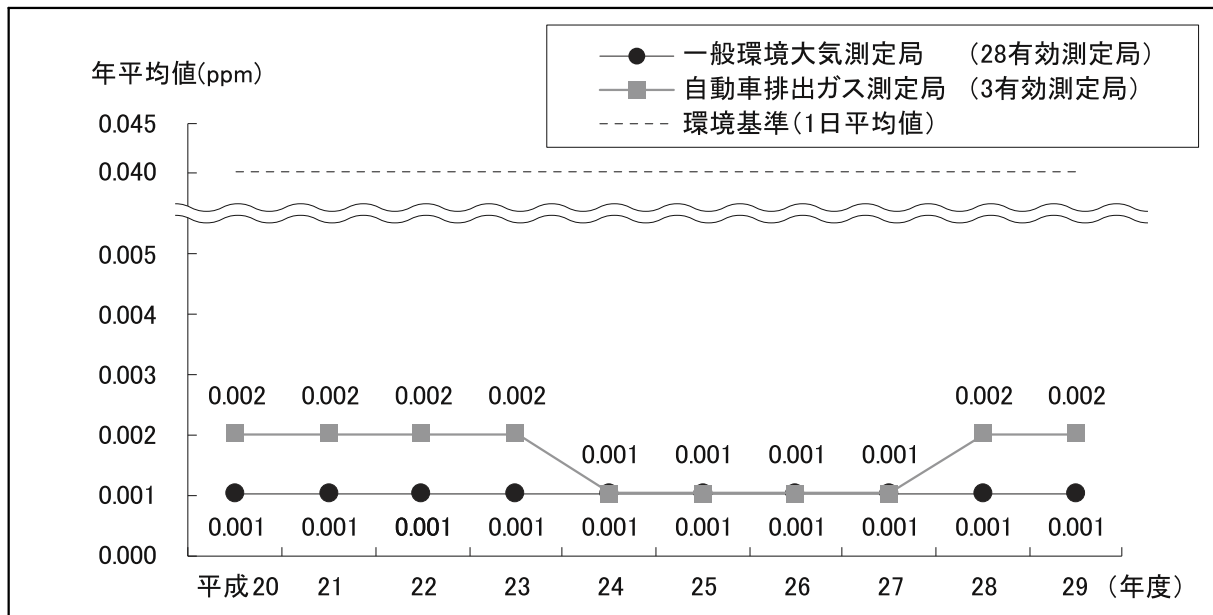
※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

イ 自動車排出ガス測定局

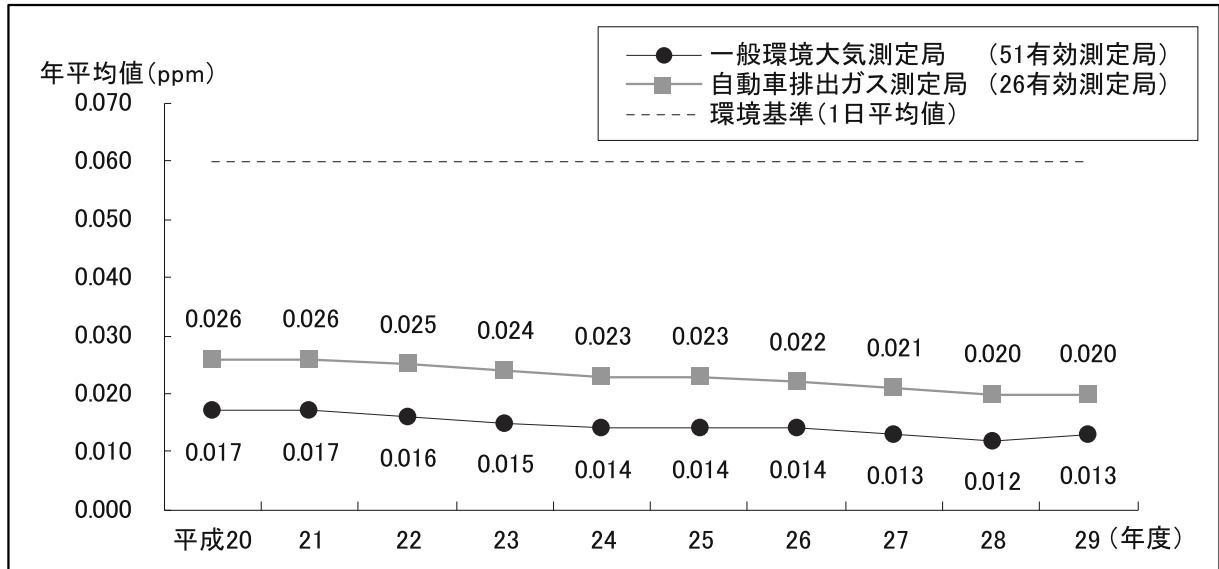
測定局	測定場所	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		設置主体	
		2% 日平均値の除外値	達成状況の環境基準の	年間98% 日平均値の	達成状況の環境基準の	2% 日平均値の除外値	達成状況の環境基準の	値の最高値の1時間	達成状況の環境基準の	2% 日平均値の除外値	達成状況の環境基準の	年平均値	年間98% 日平均値の		達成状況の環境基準の
		(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(ppm)	※1	(mg/m ³)	※1	(μg/m ³)	(μg/m ³)		※1
さいたま市曲本自排	国道17号新大宮バイパス			0.047	○					0.040	○			政	
さいたま市辻自排	東京外環自動車道			0.043	○					0.039	○			政	
さいたま市三橋自排	国道17号新大宮バイパス			0.043	○	0.7	○			0.040	○	14.7	33.5	政	
さいたま市大和田自排	県道さいたま菖蒲線			0.033	○					0.038	○			政	
さいたま市与野公園自排	国道17号新大宮バイパス			0.039	○					0.037	○			政	
さいたま市西原自排	東北縦貫自動車道			0.039	○					0.043	○			政	
川越市仙波	国道16号			0.039	○	0.5	○			0.035	○	8.6	22.1	政	
熊谷肥塚自排	国道17号熊谷バイパス			0.035	○	0.7	○			0.039	○	12.2	26.8	県	
川口市安行	県道足立川口線			0.045	○					0.041	○			政	
川口市神根	東京外環自動車道			0.047	○	0.6	○			0.046	○	12.0	34.3	政	
所沢市航空公園	国道463号			0.031	○					0.037	○			政	
所沢市和ヶ原	国道463号所沢入間バイパス			0.035	○	0.7	○			0.036	○	14.9	31.6	政	
東松山岩鼻自排	国道407号			0.029	○					0.035	○	13.1	29.8	県	
春日部増戸自排	国道16号			0.041	○					0.047	○	15.0	37.8	× 県	
鴻巣天神自排	国道17号	0.004	○	0.035	○					0.037	○	12.1	26.8	県	
深谷原郷自排	国道17号			0.024	○					0.032	○	(12.8)	(25.2)	県	
草加市花栗自排	国道4号草加バイパス	0.004	○	0.046	○					0.041	○	12.0	28.6	○ 市	
草加市原町自排	東京外環自動車道			0.041	○					0.046	○			市	
戸田美女木自排	国道17号新大宮バイパス	0.002	○	0.046	○	0.8	○			0.039	○	13.2	30.7	○ 県	
戸田市早瀬	国道17号新大宮バイパス			0.048	○	0.7	○			0.038	○			市	
国設入間自排	国道16号			0.035	○	0.6	○			0.035	○	12.1	26.1	○ 国	
朝霞幸町自排	国道254号			0.046	○	0.7	○			0.035	○	(13.5)	(33.8)	県	
和光新倉自排	東京外環自動車道			0.034	○					0.037	○	(13.7)	(35.2)	県	
久喜本町自排	県道さいたま栗橋線			0.040	○					0.041	○	13.0	30.9	○ 県	
鶴ヶ島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.033	○					0.041	○	(14.2)	(33.3)	県	
川島自排	首都圏中央連絡自動車道			0.033	○					0.037	○	13.3	31.4	○ 県	
寄居桜沢自排	国道140号			0.020	○					0.033	○	(12.8)	(29.1)	県	

(注) () 内は有効局でないため参考扱い
 ※ ○は環境基準達成、×は環境基準非達成

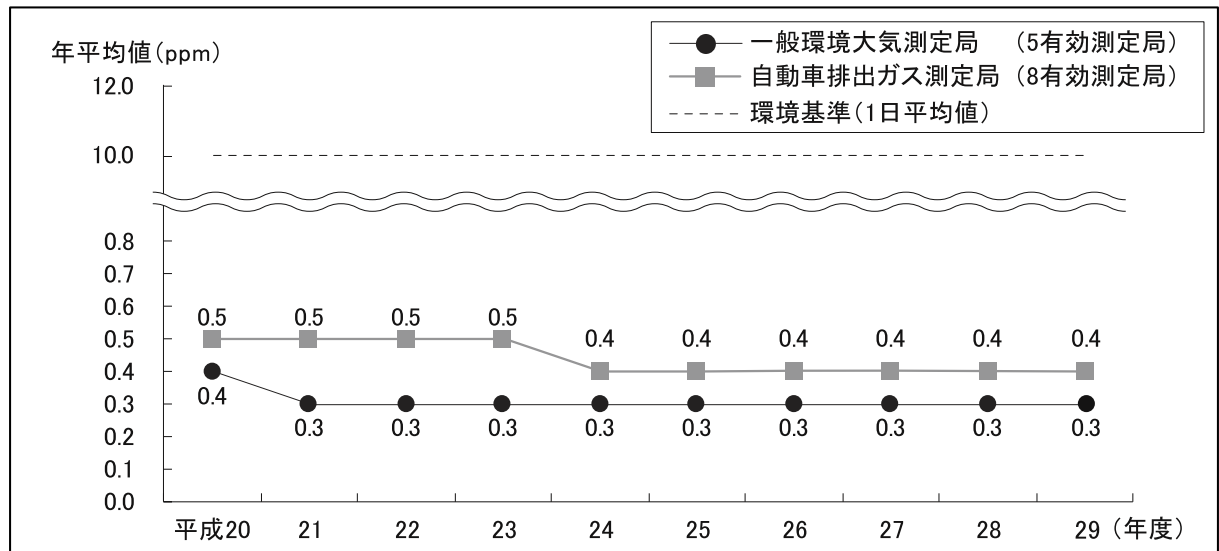
(11) 各物質の年平均値の推移
 ア 二酸化硫黄濃度の推移



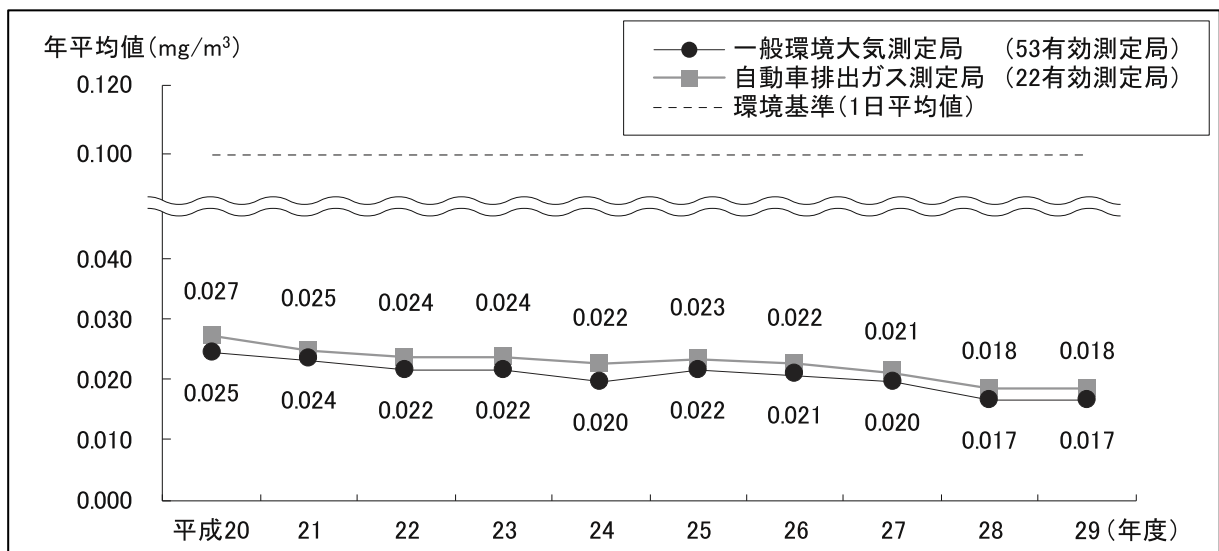
イ 二酸化窒素濃度の推移



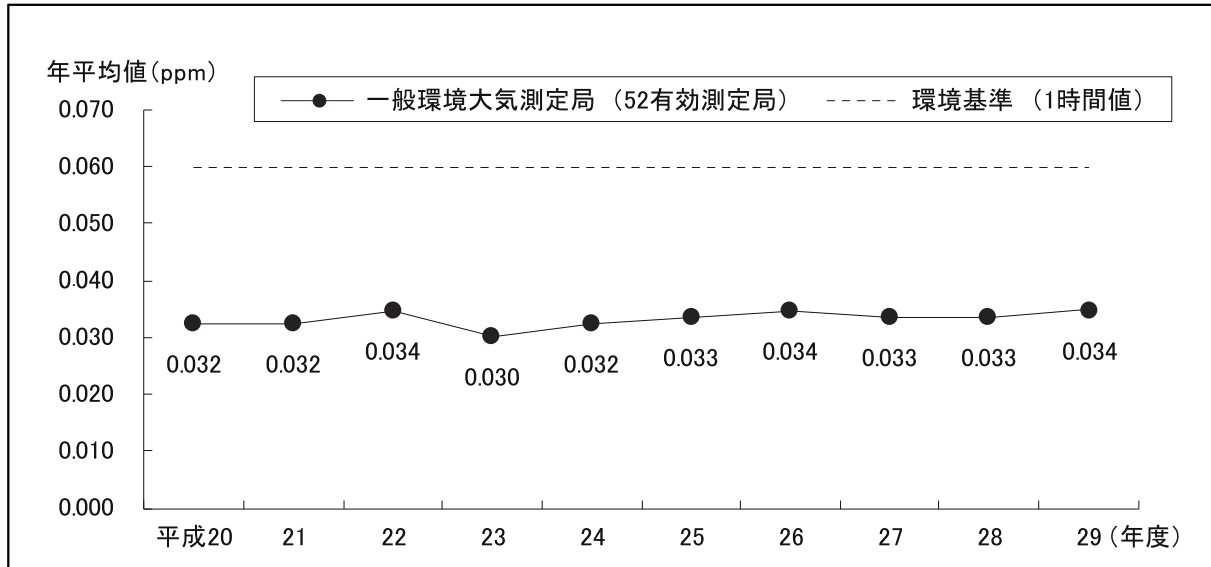
ウ 一酸化炭素濃度の推移



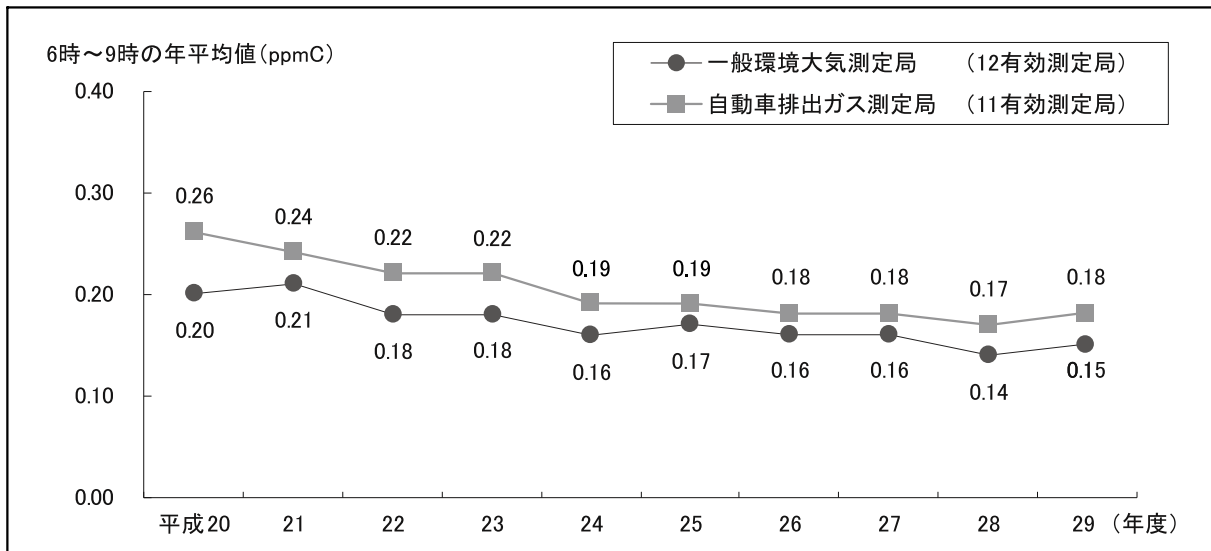
エ 浮遊粒子状物質濃度の推移



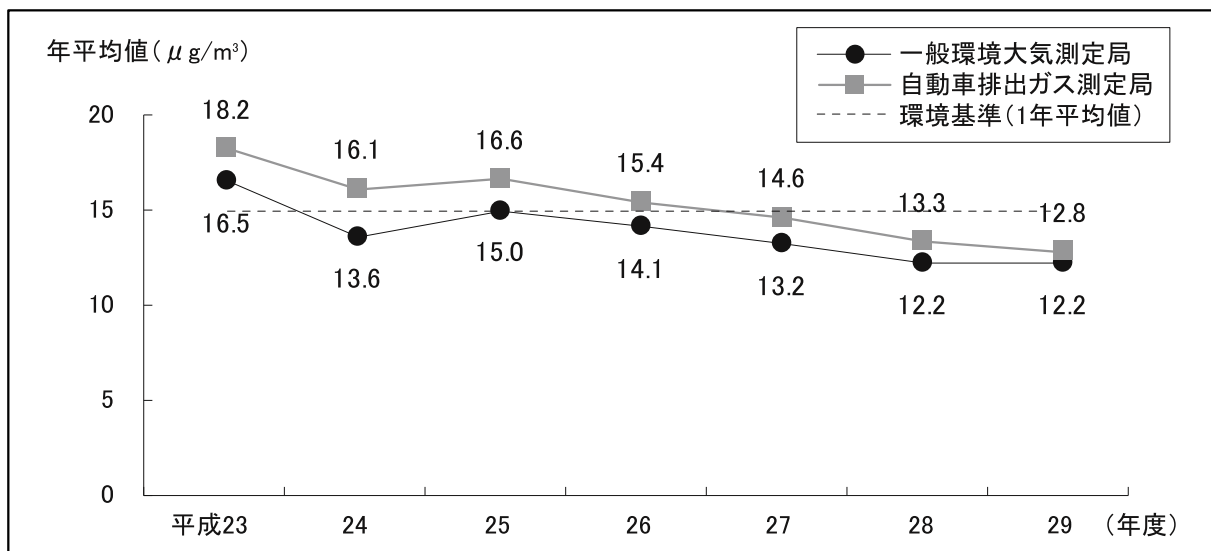
オ 光化学オキシダント濃度の推移



カ 非メタン炭化水素濃度の推移



キ 微小粒子状物質濃度の推移



(12) 都道府県別光化学スモッグ注意報・警報発令日数の推移

(単位：日)

都府県	年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県			1								
			3	1					1		
		5	6	14	2	3	5	9	2		5
		5	7	16	11	2	4	5	2	3	6
埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県		11	6	12	10	4	6	10	9	2	11
		18	14	25	17	7	13	13	16	1	15
		12	3	15	11	8	14	12	15	2	15
		19	7	20	9	4	17	9	14	5	6
長野県 富山県 静岡県 愛知県		11	4	10	5	5	16	9	10	6	8
		4	3	11	2	2	3	6	1	1	1
		1									1
		2	2	3	1	1	2	1		1	1
岐阜県 滋賀県 京都市 大阪府 兵庫県		9	9	1	1	2	1	1	1		
		4	3	4	1	1				1	
		2	6	11	1	2	3	1	2	1	2
		6	4	12	4	4	7	3	11	7	1
奈良県 和歌山県 岡山県 広島県		7	13	12		1	2	3	2	1	1
		6	5	2				2	2		
		1	1	2	1			1	2		
		1									
徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県		1									
		1	3	3					1	1	1
		2	2		1					1	3
						1					
佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県		1					1				
			2	1							
			2	1	1						
			2	1							
		2									
		2									
		3									
		1									
合計		144	123	182	82	53	106	83	101	46	87

(13) 都道府県別光化学スモッグ健康被害届出人数の推移

(単位：人)

都府県	年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
福 島 県 茨 城 県 栃 木 県 群 馬 県 埼 玉 県			95	33							
		20			1		1	26		19	
		3		7	58						2
千 葉 県 東 京 都 神 奈 川 県 静 岡 県 愛 知 県		3		14		61			2		
		94		18							
		14	5	26	1		2				
		3	21	12			75				2
大 阪 府 岡 山 県 広 島 県 山 口 県 愛 媛 県				1		6		7			
		82		4							10
		3	6								2
福 岡 県 佐 賀 県 長 崎 県 熊 本 県 大 分 県		168	33			13				27	
			4	5							4
			1								
			2								
鹿 児 島 県			3								
合 計		400	910	128	69	80	78	33	2	46	20

(14) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類 (大気)
環境上の 条 件	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下で あること	1年平均値が0.2mg/m ³ であること		1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下で あること	1年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること
告 示 年 月 日	平成9年2月4日			平成13年4月20日	平成11年12月27日

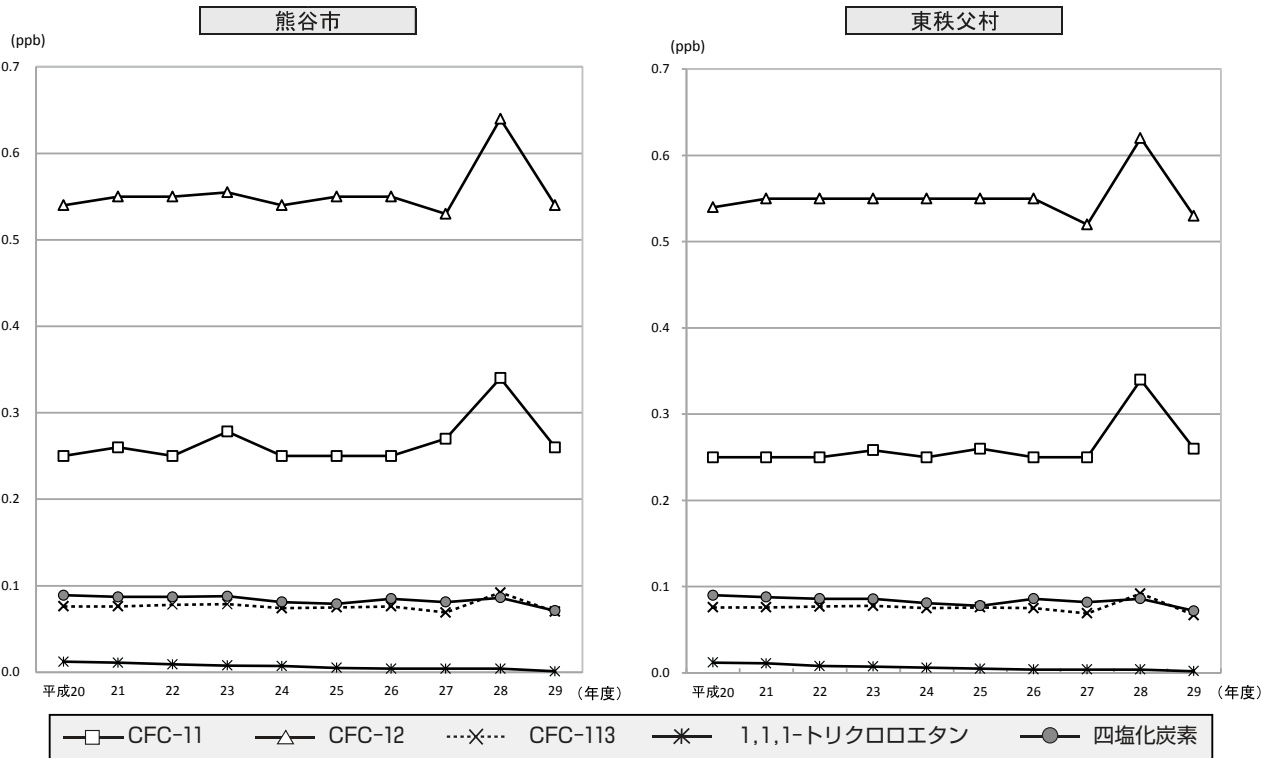
(15) 有害大気汚染物質及びダイオキシン類（大気）の環境基準達成状況（平成29年度）

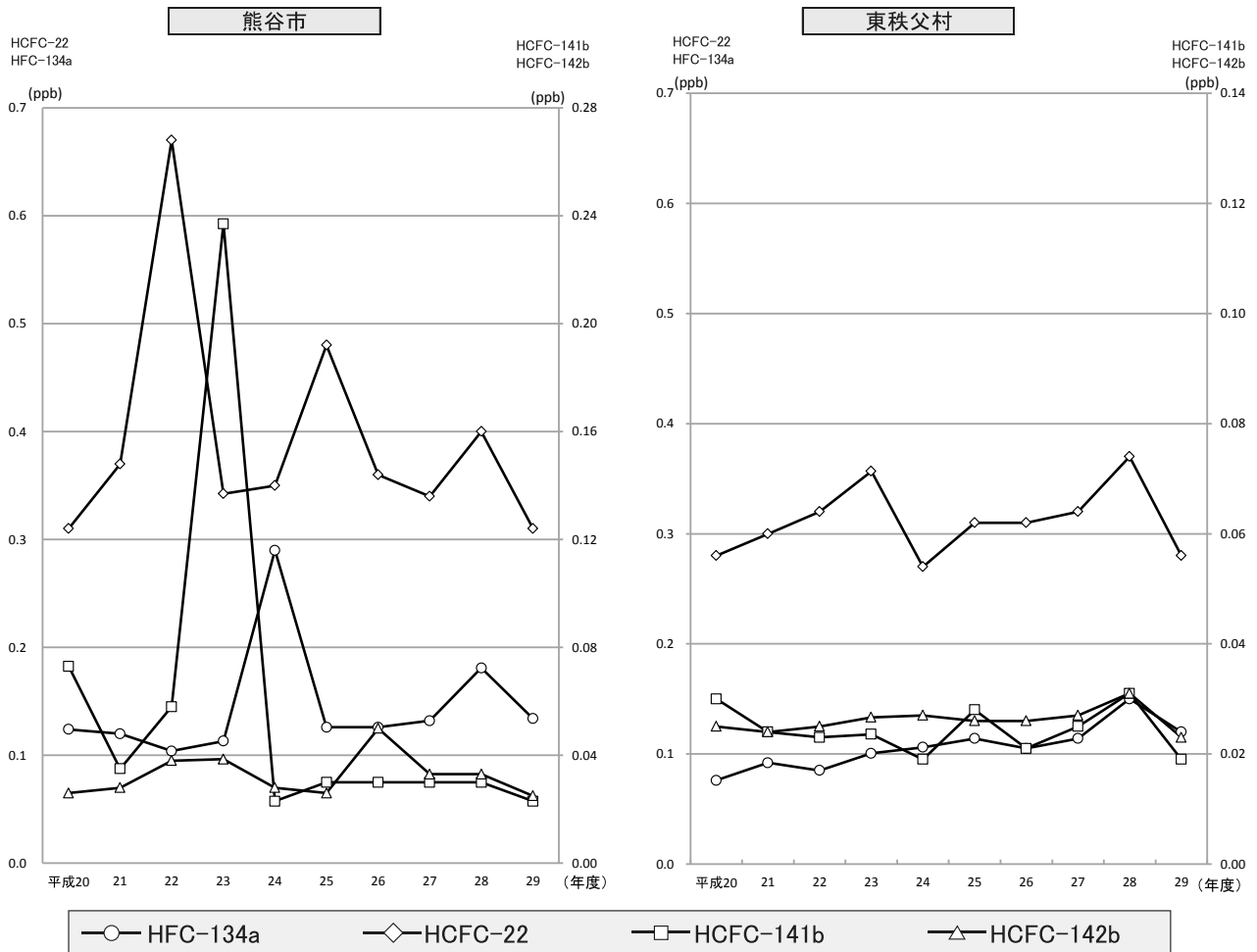
	測定地点数	達成地点数	達成率 (%)
ベ ン ゼ ン	24	24	100
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	19	19	100
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	19	19	100
ジ ク ロ ロ メ タ ン	19	19	100
ダ イ オ キ シ ン 類	23	23	100

(16) 有害大気汚染物質モニタリング結果（平成29年度）

測定物質名	環境基準	単位	調査結果	地点数
ベンゼン	3以下	μg/m ³	0.77~1.3	24
トリクロロエチレン	200以下		0.42~4.2	19
テトラクロロエチレン	200以下		0.035~0.73	19
ジクロロメタン	150以下		1.5~3.6	19
アクリロニトリル	—		0.017~0.069	19
塩化ビニルモノマー	—		0.012~0.027	19
クロロホルム	—		0.16~0.25	19
1,2-ジクロロエタン	—		0.073~0.23	19
1,3-ブタジエン	—		0.041~0.13	24
塩化メチル	—		1.2~1.8	19
キシレン類	—		1.0~3.0	21
トルエン	—		7.4~37	24
アセトアルデヒド	—		1.4~3.4	21
ホルムアルデヒド	—		2.0~4.4	21
酸化エチレン	—		0.061~0.098	16
ベンゾ [a] ピレン	—	ng/m ³	0.090~0.22	22
クロム及びその化合物	—		1.2~10	18
水銀及びその化合物	—		1.6~2.0	14
ニッケル化合物	—		1.1~6.4	18
ヒ素及びその化合物	—		0.52~1.2	18
ベリリウム及びその化合物	—		0.005~0.041	18
マンガン及びその化合物	—		6.7~39	18
亜鉛及びその化合物	—		34~140	12
バナジウム及びその化合物	—		1.9~5.2	12
カドミウム及びその化合物	—		0.15~0.22	12
鉛及びその化合物	—	4.2~11	12	

(17) 地球環境モニタリング調査結果





(18) フロン排出抑制法・自動車リサイクル法の登録業者数 (H30.3.31現在)

フロン排出抑制法	第一種フロン類充填回収業者	事業所数		事業者数	
		2,830		2,634	
自動車リサイクル法	引取業者	1,427	1,765	894	1,162
	フロン類回収業者	338		268	

※ 自動車リサイクル法については、さいたま市、川越市、越谷市を除く

(19) フロン回収量実績 (単位：トン)

年度	フロン排出抑制法 (業務用冷凍空調機器)						自動車リサイクル法 (カーエアコン)					回収量 総計
	回収量			充填量			県	市			合計	
	廃棄	整備	合計	設置	設置以外	合計		さいたま市	川越市	越谷市		
25	129.2	51.9	181.0				26.7	7.2	10.3	—	44.1	225.1
26	150.7	53.9	204.5				19.9	7.0	8.6	—	35.5	240.0
27	160.9	52.6	213.5	67.0	121.1	188.1	15.9	6.8	8.2	3.0	33.9	247.4
28	177.5	57.3	234.8	65.4	153.8	219.2	15.4	6.5	7.9	3.4	33.2	268.0
29	200.3	55.6	255.8	73.7	136.1	209.9	15.2	6.5	7.4	3.1	32.2	288.0

※ フロン排出抑制法における「廃棄」とは機器を廃棄又は部品リサイクルの際に回収したフロン、「整備」とは機器を整備（修理）の際に回収したフロン
 ※ 自動車リサイクル法によるフロン回収量は公益財団法人自動車リサイクル促進センターの公表値を基に算出
 ※ フロン排出抑制法の充填量は、法改正により平成27年度から集計